

## こんなことで、精神障害を発症し悩んでいませんか？

職場で、  
セクシャル(パワー)・ハラスメントを受けた  
嫌がらせ・いじめ又は暴行を受けた  
上司・同僚・部下とのトラブルがあった  
慢性的な長時間(時間外)労働があった など

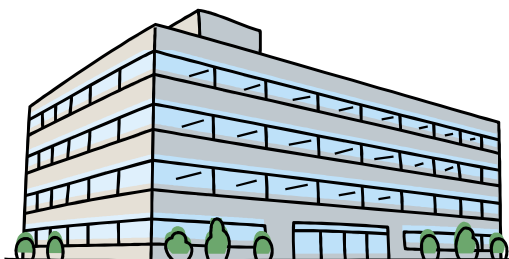
職場のストレスによる精神障害に関する労災保険給付等について

### 相談窓口を開設しています！

労災精神障害専門調査員(臨床心理士)が相談に応じます。  
個室で対応しますのでプライバシーは厳守されます。

- ★ 相談日 → 毎月第1・第3水曜日 13:30～16:30
- ★ 場 所 → 佐賀労働局労災補償課  
唐津・武雄・伊万里労働基準監督署  
\*相談場所は、4カ所からお選びできます。
- ★ その他 → 相談を希望される方は、予約制としておりますので、事前に電話連絡をお願いします。

### お問い合わせ先



佐賀労働局 労災補償課

担当 秋永(あきなが)

☎ 0952-32-7193

佐賀市駅前中央3丁目3番20号

佐賀第2合同庁舎 4階